

流山市企業動向調査業務委託に係る簡易プロポーザル仕様書

- 1 業務名 企業動向調査業務委託
- 2 実施場所 流山市内
- 3 依頼課名 商工振興課
- 4 履行期間 令和5年6月1日～令和8年3月31日
- 5 支払条件 完了払い（年1回払い）
- 6 業務目的・内容 別紙仕様書のとおり
- 7 実施時期・回数 令和5～7年度の合計3年度
各年度に上期・下期の2回実施
- 8 実施方法 別紙のとおり
- 9 成果品
(1) 業務完了報告書
(2) 報告書速報版、概要版報告書、報告書、調査結果入力データ、集計表
※(2)は印刷製本及びCD-ROMによる納品
- 10 関係法令
- 11 その他 別紙仕様書のとおり

(別紙)

企業動向調査業務委託仕様書

1 目的

本調査は、市内事業者の動向を経年変化や時事の観点から分析することにより、既存事業の改廃及び新規事業の創設に向けた基礎資料を取得するために実施するものである。

2 業務内容

- (1) 調査票の作成及び関連業務
- (2) 調査対象企業等への調査業務
- (3) 調査結果の取りまとめ及び分析業務
- (4) 調査結果を踏まえた政策的提言・提案業務

3 調査方法

(1) 調査対象

①件数

流山市内に本社又は事業所を置く、企業・個人事業者、1,500件を対象とする。

②抽出の考え方

総務省・経済産業省「経済センサス調査」における流山市内の事業所数の産業分類別分布を参考に無作為抽出すること。ただし、抽出件数が不足する場合はこの限りではない。なお、詳細は本市と協議の上、決定すること。ただし、事業所については、本社が同一である事業所が市内に複数存在する場合は、その内、1事業所のみを調査対象とすること。

(2) 調査内容（郵送・Web）

調査項目（案）は以下のとおり。ただし、詳細は本市と協議の上、決定すること。

- ①企業等基本情報（企業名、所在地、資本金、従業員数、業種、設立年月、事業者数、代表者氏名、生年月日、役職等）、業績、決算情報等（直近3期分の売上・経常損益等）、資金繰り、人材過不足、生産設備・営業用設備等の景況感について、BSI・DIにて測定すること。
- ②社会情勢や時事による事業への影響について把握できる設問を設けること。

③その他設問等については、受託者が提案し、本市と協議の上、決定すること。

(3) 調査実施時期

令和5～7年度の合計3年度

各年度に上期・下期の2回実施する。

上期：各年度の6～8月、下期：各年度の12～2月

なお、本スケジュールは暫定のものであり、本市と協議の上、決定すること。

(4) 発送・回収方法

郵送により発送し、回収については、郵送及びWebにより実施すること。
郵送料は、受託者の負担とする。

Web回答については、スマートフォン・パソコン等からアクセス可能な回答システムとともに、調査対象者毎にID・パスワードを発行し、ログインすることにより回答可能となる認証ページを用意すること。

回収数について、375件以上を目指すこととし、調査協力を求める葉書や電話等により目標回答数の375件以上を確保すること努めること。

なお、回収率向上のための取り組みについて、事業者の持つノウハウを求める。具体的には「流山市企業動向調査業務委託に係る簡易プロポーザル募集要項」の「8(3)回収率向上等のための取り組み」に定めるとおり提案を求める。

(5) 調査資材

以下の調査資材について、1,500部を用意し、封入・封緘を行うこと。

ただし、詳細は本市と協議の上、決定すること。

①往信用・返信用封筒

往信用封筒は角2サイズ、返信用封筒は、長3サイズとし、受託者宛とする。

②依頼状

A4で1ページ程度とし、Web回答のURLやQRコードを記載すること。

③調査票

A3両面二つ折(A4換算4ページ)とする。

Web回答のURLやQRコード、調査対象者毎に発行したID・パスワードを記載すること。

(6) 情報整理、分析、政策提言

①情報整理

(1) により得られた情報については、集計・分類・表やグラフへの加工などを行い、比較検討などの分析を行いやすい状態に整理すること。

回収した調査票及びWeb回答について、記入内容の点検、自由回答を含むデータ入力・点検を行い、データベース化すること。

また、全設問について、単純集計を行うとともに、業種別、従業員規模別等、その他 必要なクロス集計を行うこと。あわせて、BSI・DIにて測定している景況感の設問については、グラフ等を作成すること。

情報整理の項目の例は以下のとおりとする。ただし、詳細は本市と協議の上、決定する。

- ア 業種別従業員数
- イ 資本金規模別分布
- ウ 売上高推移、1社あたり平均売上高推移
- エ 業種別売上高推移
- オ 業種別売上高伸長率
- カ 純損益推移、1社あたり平均純損益額推移
- キ 業種別純損益推移
- ク 業種別純損益伸長率

②分析、政策提言

調査結果に対する分析や考察、政策提言については、受託書の知見を発揮し実施すること。

(7) その他

業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は市・受託者ともに解決に向け協議し双方誠実に対応する。

調査実施結果等について、市と受託者で十分に意志疎通を行い速報版、報告書及び概要版を作成すること。

4 成果品等

下記の成果品等については、以下のとおり納品すること。

成果品の種類	上期	下期
(1) 速報版	9月上旬	3月上旬
(2) 報告書概要版 紙媒体1部、	10月中旬	3月中旬

CD-ROM 1枚		
(3) 報告書 紙媒体1部、 CD-ROM 1枚	10月末	3月末
(4) 調査結果入力データ、集計表 紙媒体1部、 CD-ROM 1枚 ※Excel形式とすること。	10月末	3月末
(5) 業務完了報告書 紙媒体1部	業務完了時	

5 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

- ① 本業務の実施に係る成果物の所有権は全て発注者に帰属する。
- ② 成果物の著作権法(昭和45年法律第48条)第2条第1項第1号に規定する著作権(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利)を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の仕様

- ① 本業務の実施にあたり、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- ② 上記に関わらず、発注者がその方法を指定した場合はこの限りではない。

6 その他

- (1) この仕様書について疑義が生じた場合及びこの仕様書に定めがない事項については、市と受注者が協議する。
- (2) 本業務に関連する法令に遵守すること。
- (3) 流山市個人情報保護条例を遵守すること。
- (4) 本委託業務に係る苦情・事故等が発生した場合は、迅速かつ適正な措置をとるとともに、遅滞なく市に報告すること。また、受託者が本委託業務の遂行に関し第三者に与えた損害は、その損害が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合は、受託者の責任においてその損害を補償すること。